

同志社大学会計学研究会 OB 会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、同志社大学会計学研究会 OB 会と称し、本部を同志社大学会計学研究会 BOX(所在地：京都市上京区上立売通新町西入西大路町 61-1 同志社大学学生会館内)に置く。

第2条 本会は同志社大学会計学研究会出身者をもって構成する。

第3条 本会の目的は、会計学の理解を深め、OB 会員相互ならびに OB と現役の親睦を図ると共に、会計学研究会を育成発展させるところにある。

第2章 事 業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦のための講演会、セミナー等を開催する。
2. 現役の主催する学内発表会に参加し、OB 自身の学問上の前進、現役の指導、援助を行う。
3. 機関紙「エトワール」を発行する。
4. 会員名簿その他印刷物を発行する。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 組織及び運営

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 3 名
- 幹事 若干名
- 監事 1 名

第6条 前条の役員は総会において会員中より選出する。

第7条 会長、副会長および幹事は幹事会を構成し、本会の日常的な運営を行う。

第8条 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第9条 本会には顧問及び相談役を置くことができる。

第10条 定時総会は毎年 1 回 10 月もしくは 11 月に開催する。

第11条 本会は総会の承認を得て、地区その他の組織を設けることができる。

第4章 会 計

第12条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入金をもってこれにあてる。

第13条 会費は年額 3, 0 0 0 円とする。終身会費は 2 0, 0 0 0 円(新入会員は 1 0, 0 0 0 円)とする。ただし、臨時会費を徴収することもある。

第14条 会計年度は 1 0 月 1 日から翌年の 9 月 3 0 日までとする。

第15条 会計の管理は現役 OB 会係に委託する。

第16条 会計報告とその承認は総会において行う。

第5章 その他

第17条 本規約の改正は総会において出席者の過半数の賛意を得て行う。

1 6 6 8 年	制 定
1 9 7 7 年 5 月	一部改正
1 9 7 9 年 5 月	一部改正
1 9 8 3 年 8 月	一部改正
1 9 8 5 年 5 月	一部改正
1 9 9 0 年 6 月	一部改正
2 0 0 8 年 1 1 月	一部改正